

各地方農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省政策統括官

令和2年産米における需要に応じた生産に向けた対応等について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う外出自粛要請等により、産地においては令和2年産米の需要に応じた生産に向けた検討に時間を要する面が見られ、関連する手続についても遅延等の影響が生じている。

また、令和2年産米の4月末現在の作付意向調査をみると、令和元年産実績と比較して、主食用米については、減少傾向が2月末時点の6県から12県に増加しているものの、主産県の多くを含む35県が前年並み傾向となっており、全体としては前年並みと見込まれている。一方、戦略作物については、加工用米で減少傾向17県、飼料用米で減少傾向20県と複数県で減少傾向と見込まれている。

こうした状況を踏まえ、令和2年産米の収穫が本格化する直前まで主食用米の需給動向等を踏まえた産地における検討ができるよう、令和2年産においては下記のとおり対応することとしたので、貴管内の都道府県及び都道府県農業再生協議会に対し内容を通知するとともに、手続が円滑に行われるよう、都道府県及び都道府県農業再生協議会と連携し、地域農業再生協議会等関係機関に対して指導・助言願いたい。

記

1 加工用米取組計画認定申請書及び新規需要米取組計画書の追加・変更

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）別紙1の第5の1に規定する加工用米取組計画認定申請書及び別紙2の第4の1に規定する新規需要米取組計画書の提出期限以降に追加又は変更をしようとする場合には、令和2年8月31日までに申請のあったものに限りに、申請の受付を認める。

2 上記1に伴うその他の期限

上記1に伴い、以下の（1）から（6）までに掲げる書類等の追加又は変更をしようとする場合には、以下に規定する期日までに追加又は変更した書類の提出等を行うものとする。

（1）要領別紙1の第4の2及び別紙2の第3に規定する区分管理計画書については、令和2年8月31日。

（2）要領別紙1の第6の1に規定する加工用米出荷契約及び別紙2の第4の1に規定する新規需要米出荷契約については、令和2年8月31日。

（3）要領別紙1の第6の1に規定する加工用米出荷契約等農業者別一覧表及び別紙2の第4の1に規定する新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表について

は、令和2年9月10日、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷計画数量等の報告については、令和2年9月30日。

(4) 「生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領」(平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知)第2の4に規定する新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧については、令和2年8月31日。

(5) 「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)Ⅲの2の(1)、(3)及び(4)に規定する交付申請書(Ⅳの第1の1の(3)の②のアの(ア)により申出のあった収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出に係る生産予定面積を除く。)及び営農計画書並びにこれらに係る添付書類については、令和2年8月31日。

また、その際、要綱Ⅲの3の(1)の②に規定するそれ以外の者の分の交付申請書(正)等については、令和2年9月30日。

さらに、要綱Ⅲの3の(2)に規定する経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書については、令和2年9月30日。

(6) 要綱別紙13の3の(2)の④に規定する「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等対象面積について」及びその関連資料については、令和2年9月30日。

3 水田フル活用ビジョンの変更・承認

要綱別紙13の2の(5)に規定する水田フル活用ビジョンについて、上記1の対応等のために変更を行おうとする場合には、変更後の水田フル活用ビジョンを令和2年7月31日までに地方農政局等に提出するものとし、その際、要綱別紙13の2の(6)に規定する承認の通知の期限は、令和2年8月31日とする。

4 農業者の特定等について

上記1の申請時において、加工用米等を生産する農業者が特定されていない場合にあっては、上記2の(2)から(6)までに規定する期限を、それぞれ令和2年10月19日とする。

ただし、上記2の(3)の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表等については、地域農業再生協議会別の取組面積を把握することから、認定方針作成者及び農業者団体は、地域農業再生協議会ごとの加工用米の生産予定面積等を別紙様式1に新規需要米の生産予定面積等を別紙様式2にとりまとめ、令和2年9月30日までに、地域農業再生協議会及び地方農政局長等に提出するものとする。

なお、認定方針作成者及び農業者団体は、加工用米等の需要者等との販売契約の締結に当たっては違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項を記載するよう留意すること。

5 収入減少影響緩和交付金にかかる積立金の納付の期限(予定)

要綱Ⅳの第1の1の(3)の②のアの(エ)に規定する収入減少影響緩和交付金の積立金の納付期限については、新型コロナウイルス感染症の影響による農業者の資金繰り等に配慮し、令和2年8月31日とすることを予定している。

なお、通常どおり対応が可能な農業者については、延長前の期限に合わせた納付を行えるよう対応をお願いする。

6 取組計画認定申請書等の受付について

取組計画認定申請書等の申請等については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、関係者の作業負担の軽減及び密集等を避ける観点から、次のように取り扱うこととする。

- (1) 取組計画認定申請書等の提出等に当たっては、郵送等の非対面による方法を推奨する。なお、メール等によって提出等されたものも受け付けるが、後日原本に差し替えることとする。様式は、電子ファイルを希望する場合は、以下のURLに掲載のものを使用する。

| | | |
|---|--|---|
| { | [加工用米・新規需要米等の申請等関係] https://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/index.html [生産製造連携事業計画の認定関係] https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/k_houritu/index.html [経営所得安定対策等の申請等関係] http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/h27_download.html | } |
|---|--|---|

- (2) 取組計画認定申請書等の押印の欄は、署名（代表者から契約締結などの意思表示に係る代理権（申請等に関する事項が明示的に代理の範囲から除外されているものを除く。）を与えられた者による代理署名を含む。）も認める。
- (3) 押印又は署名がなされた書面による申請等が困難な場合は、申請等を受け付ける者において、備考欄等に押印又は署名が省略された理由を記載した上で、押印又は署名が省略された取組計画認定申請書等を受け付け、後日押印又は署名がなされた原本に差し替えることとする。

地域農業再生協議会の代表者 殿
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

認定方針作成者
 住 所
 氏 名
 電 話

地域農業再生協議会別加工用米生産予定面積等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知、以下「要領」という。)別紙1の第6の1の規定に基づく別紙様式3-11号にかえて、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を下記のとおり提出します。

記

| 地域農業再生協議会名 | 生産予定面積 (m ²) | 出荷契約数量 (玄米kg) | 単収 (kg/10a) |
|------------|-----------------------------|------------------|----------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | — |

(注1) 単収は、要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注2) 出荷契約数量の合計は、取組計画認定申請書とトン単位で一致すること。

(注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談すること。)

(注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。

(注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

地域農業再生協議会の代表者 殿
 (地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長) 殿

認定方針作成者
 住 所
 氏 名
 電 話

地域農業再生協議会別新規需要米生産予定面積等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知、以下「要領」という。)別紙2の第4の1の規定に基づく別紙様式第4-2号にかえて、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を下記のとおり提出します。

記

(用途※1:)

| 地域農業再生協議会名 | 生産予定面積 (m ²) | 販売契約数量 (玄米kg) | 単収 (kg/10a) |
|------------|-----------------------------|------------------|----------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | — |

(注1) 要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。(「飼料用」、「米粉用」、
 「WCS用稲」、「青刈り稲・わら専用稲」、「新市場開拓用」)

(注2) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注3) 出荷契約数量の合計は、取組計画認定申請書とトン単位で一致すること。

(注4) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、
 管轄する地方農政局に相談すること。)

(注5) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。

(注6) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、
 必要に応じ様式を変更することができるものとする。